

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 49 年滋賀県条例第 7 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 大気汚染防止法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（第 13 条関係）
- (2) この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）の施行の日から施行することとします。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第12条 省略</p> <p>(公害調査等業務手当)</p> <p>第13条 公害調査等業務手当は、公害調査等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) <u>第2条第10項</u>に規定する一般粉じん発生施設、<u>同条第11項</u>に規定する特定粉じん発生施設その他人事委員会規則で定める施設の立入検査業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第12条 省略</p> <p>(公害調査等業務手当)</p> <p>第13条 公害調査等業務手当は、公害調査等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) <u>第2条第9項</u>に規定する一般粉じん発生施設、<u>同条第10項</u>に規定する特定粉じん発生施設その他人事委員会規則で定める施設の立入検査業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>